

平成30年 4月 1日

姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、姫路市障害者（児）に対する一般乗合旅客自動車優待事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「バス無料優待要綱」という。）、姫路市障害者旅客鉄道優待乗車助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「旅客鉄道優待乗車助成要綱」という。）又は姫路市障害者船舶助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「船舶助成要綱」という。）の制度を利用することが困難な重度の障害者（児）（以下「障害者」という。）が社会活動のために自己又はその介護者（障害者と生計を一にする者又は障害者のために継続して日常的にその移動手段である自動車を運転する者をいう。以下同じ。）が運転する自動車の運行に伴う燃料費の一部を助成することにより、障害者の社会参加と自立の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(優待対象者)

第2条 事業の対象者（以下「優待対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業を行う施設（母子生活支援施設を除く。）に入所する者

イ 病院又は診療所（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院を含む。）に継続して3箇月を超えて入院する者

(2) 自己又はその介護者が所有し、かつ、運転する個人名義の自家用自

自動車（自己又は介護者が自家用として使用する割賦販売等に係る自動車であって、その所有者が法人名義であるものを含む。）を移動の手段として使用する者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害のある15歳未満の児童につき、当該児童以外のものが、身体障害者手帳の交付を受けた場合にあっては、当該児童）のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者（同表備考第3項の規定により、1級又は2級に該当する者を含む。）

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所の判定を受けて療育手帳の交付を受けた者のうち、重度知的障害者と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、その障害の等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級に該当する者（精神保健福祉法第45条第4項に規定する認定（以下「更新認定」という。）を受けていない者は除く。）

2 前項の規定にかかわらず、本市の住民基本台帳に記録されている者であっても、身体障害者福祉法第9条第2項若しくは第3項又は知的障害者福祉法第9条第2項若しくは第3項の規定により本市が援護を行っていない者については優待対象者とせず、本市の住民基本台帳に記録されていない者であっても、前項第2号及び第3号ア又はイに該当し、本市が援護を行っている者（前項第1号に掲げる施設に入所又は病院若し

くは診療所に入院している者は除く。)については優待対象者とする。

(助成の方法)

第3条 この要綱による助成は、第5条第1項の規定により助成を決定した者に、当該者が市内の給油所を運営する事業者(この要綱の趣旨に賛同し、本市が指定する方法により、本事業への参加を申し出、本市の承認を得た者に限る。以下「給油事業者」という。)で給油した場合に、燃料費の一部の支払に使用できる姫路市障害者自動車燃料費助成券(以下「燃料費助成券」という。)を、姫路市交通優待助成カード(以下「優待助成カード」という。)に付与することにより行うものとする。

2 燃料費助成券は、優待助成カードに記載する二次元コードに紐づけ、電磁的方法により記録された電子助成券とする。

(助成の申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳」という。)、自動車運転免許証及び利用する自動車の自動車検査証を添えて、姫路市障害者交通機関優待助成(変更)申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行う者が、自動車運転免許証に代わり、道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条に規定する情報提供等記録開示システム(以下「マイナポータル」という。)の運転免許情報の全部について印字したもの又はマイナポータルの画面を電子ファイルとして保存したものを提出するものとする。

(優待助成カードの交付及び燃料費助成券の付与)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査した上で助成の可否を決定し、助成の決定をした者(以下「受給者」と

いう。)には燃料費助成券を付与した優待助成カードを交付し、助成をしない者には姫路市自動車燃料費助成券交付申請却下通知書(以下「却下通知書」という。)により、その旨を通知する。

2 優待助成カードに付与する燃料費助成券の枚数は、別表に定めるとおりとする。

3 申請を受け付けた日の属する月(以下「申請月」という。)が2月又は3月である場合は、その翌年度の4月に、申請月が当該年度4月である場合と同数の燃料費助成券を付与するものとする。

4 燃料費助成券の付与を受けた者が、その翌年度も当該助成を受けようとするときは、姫路市自動車燃料費助成更新申請書(以下「更新申請書」という。)を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。ただし、災害等の受給者の責めに帰さない事由がある場合は、この限りではない。

5 市長は、前項に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査した上で助成の可否を決定し、受給者には更新申請書の提出があった日の属する年度の翌年度の4月に、別表において申請月が4月である場合と同数の燃料費助成券を付与するものとし、助成をしない者には却下通知書により、その旨を通知する。

第6条 バス無料優待要綱、旅客鉄道優待乗車助成要綱、船舶助成要綱、姫路市福祉タクシー料金助成事業実施要綱(平成30年4月1日制定)又は姫路市高齢者バス等優待乗車助成事業実施要綱(平成14年9月2日制定。以下「高齢者優待乗車助成要綱」という。)の規定による助成を受けている者(以下これらの者を「他の交通助成の受給者」という。)が、利用する交通機関を変更するためその他の目的で第4条の規定により行った申請に対する助成は、申請を受けた時期に応じて、申請を受けた年度の翌年度又は翌々年度から開始するものとする。

2 前項の場合において、翌年度から助成を受けようとする者は、その助成を受けようとする年度の前年度の1月31日まで(同日以後に新たに

優待対象者となった場合にあっては、助成を受けようとする年度の前年度の末日まで)に、第4条に定める申請を行わなければならない。

(助成の辞退)

第7条 受給者は、市長に申し出ることにより、この要綱による助成を辞退することができる。

2 市長は、受給者が次の各号に該当する場合は、この要綱による助成を受けている年度以後の助成につき辞退の申出を当該各号に定める日に行ったものとみなす。

(1) 年度末において優待助成カードを受け取っていない場合 当該年度の末日

(2) 市長から他の交通助成の受給者とする旨の決定を受けた場合 当該決定を受けた日

(3) 第5条第3項本文の規定による更新申請書を提出しない場合(同項ただし書の市長が特別の理由があると認める場合を除く。) 当該年度の末日

3 前2項の規定により助成の辞退を申し出た者であっても、第2条の優待対象者に該当するときは、再度、第4条に規定する申請をして、この要綱による助成を受けることができる。この場合において、当該申出した年度中に、この要綱による助成の受給者又は他の交通助成の受給者であった者は、その翌年度から助成を受けることができるものとする。

(他の交通助成の制限)

第8条 受給者は、他の交通助成の受給者となることはできない。

(燃料費助成券の有効期間)

第9条 燃料費助成券の有効期間は、市長が受給者に交付した優待助成カードに船舶助成券を付与した日から同日の属する会計年度の末日までとする。

2 受給者は、有効期間を経過した燃料費助成券を使用してはならない。

(燃料費助成券の使用方法)

第10条 受給者は、優待助成カードを給油事業者に提示し、当該給油事業者の従業員が優待助成カードに記載の二次元コードを読み取ることで、燃料費助成券に電磁的方法により記載された油量の給油を受けることができる。

2 燃料費助成券は、1回の給油につき1枚使用できるものとする。

3 燃料費助成券1枚につき給油できる量は、ガソリン又は軽油についてそれぞれ別に定める。

4 受給者は、障害者手帳を携行し、給油事業者の従業員の請求に応じて提示しなければならない。

(燃料費助成券に係る燃料費の請求)

第10条の2 給油事業者は、月毎に使用された燃料費助成券を取りまとめ、本市が指定する方法により、燃料費助成券に係る燃料費の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、別に定める期日までに支払うものとする。

3 市長は、前2項の請求に関する業務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

(使用する自動車の変更)

第11条 受給者は、使用する自動車に変更が生じた場合は、姫路市自動車燃料費助成利用自動車変更届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、燃料費助成券に電磁的方法により記載された登録車両番号を変更するものとする。

(燃料費助成券の再交付)

第12条 優待助成カードを紛失し、汚損し、又は破損したときは、市が指定する方法により申し出ることによって、優待助成カードの再交付を受けることができる。

(優待助成カードの譲渡及び貸与の禁止)

第13条 受給者は、燃料費助成券が付与された優待助成カードを他人に

譲渡し、又は貸与してはならない。

(燃料費助成券の不正使用の禁止等)

第14条 受給者は、燃料費助成券の使用に当たっては、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 次条第1項の規定により助成の決定が取り消された後に燃料費助成券を使用すること。
- (2) 優待助成カードを偽造し、又は券面の表示事項を改変した優待助成カードを給油事業者に提示して燃料費助成券を使用すること。
- (3) その他利用目的を外れ、不正な目的をもって使用すること。

2 市長は、偽りその他不正な手段によって優待助成カードの交付又は燃料費助成券の付与を受け、又は不正に燃料費助成券を使用した者に対し燃料費助成券を使用して給油した燃料費に相当する額の支払いを求めることができる。

3 市長は、給油事業者が前2項に規定する行為に関与したと認められるときは、当該燃料費助成券に基づく燃料費の支払いを行わない。また、既に支払った燃料費があるときは、その全部について返還を求めることができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、利用者又はその家族に対し、燃料費助成券の使用状況について報告を求め、調査し、又は質問することができる。

(助成の決定の取消し)

第15条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 優待対象者に該当しなくなったとき。ただし、第2条第1項第3号に該当する優待対象者であって、精神障害者保健福祉手帳の有効期限の満了前に、当該手帳の更新認定に係る手続を行ったものは、その決定を受けるまでの間については、この限りではない。

(3) 第7条第1項の規定により助成の辞退の申出を行ったとき、又は同条第2項の規定により助成の辞退の申出を行ったものとみなされたとき。

(4) 偽りその他不正な手段により優待助成カードの交付又は燃料費助成券の付与を受けたとき。

(5) 燃料費助成券を不正に使用したとき。

(6) その他市長が助成を行うことが不相当と認めたとき。

2 前項の規定により助成の決定を取り消した場合は、当該受給者に交付した優待助成カードに付与された燃料費助成券は失効するものとし、受給者又はその相続人等は、市長に姫路市障害者交通機関優待助成返還届を提出し、優待助成カードを返還しなければならない。

3 受給者であって、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、更新認定に係る手続を行っていないことにより、第1項第2号に該当するものとして助成の決定を取り消された後に更新認定に係る手続を行い、当該取消しを受けた年度中に更新認定に係る決定を受けたときは、当該者の申出により、市長は、更新認定の決定を受けた日以後の日から、この要綱に定める助成を再開することができる。この場合において、再開時の燃料費助成券の枚数は、助成の決定が取り消された日の枚数と同数とする。

(施行の細目)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱（平成9年6月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

4 この要綱の施行の日前に旧要綱第5条の規定により交付された姫路市自動車燃料費助成券又は旧要綱第6条の規定により交付された姫路市自動車燃料費副助成券は、第5条の規定により交付された助成券又は第6条の規定により交付された副助成券とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中第1条の規定は令和2年10月1日から、第2条規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱第2条及び第4条から第7条までの規定は、令和2年10月1日以後に行われる申請に係る助成について適用し、同日前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱第6条の2第2号の規定は、令和3年4月1日以後に行われる申請に係る助成について適用し、同日前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの要綱による改正前の姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱第5条第1項による助成の決定を受けている者については、この要綱による改正後の姫路市自動

車燃料費助成事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定を適用する。

3 新要綱第5条第3項の規定は、令和8年2月又は3月に行われた申請に基づき令和8年4月以後に決定した助成についても適用する。

(準備行為)

4 市長は、施行日前においても、新要綱第5条に規定する優待助成カードの交付及び燃料費助成券の付与に関し、必要な準備行為を行うことができる。

別表(第5条関係)

| 申請月 | 第2条第1項第3号アに該当する者のうち、下肢又は体幹に障害がある者 | 優待対象者のうち、左欄以外の者 |
|-----|-----------------------------------|------------------|
| 4月 | 12枚 | 5枚 |
| 5月 | 11枚 | 4枚 |
| 6月 | 10枚 | 4枚 |
| 7月 | 9枚 | 3枚 |
| 8月 | 8枚 | 3枚 |
| 9月 | 7枚 | 2枚 |
| 10月 | 6枚 | 2枚 |
| 11月 | 5枚 | 2枚 |
| 12月 | 4枚 | 1枚 |
| 1月 | 3枚 | 1枚 |
| 2月 | 12枚 (翌年度4月に付与) | 5枚 (翌年度4月に付与) |
| 3月 | 12枚 (翌年度4月に付与) | 5枚 (翌年度4月に付与) |